

# 八幡浜市国保 服薬情報通知業務プロポーザル実施要領

## 1. 目的

この実施要領は、八幡浜市国保 服薬情報通知業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

令和 8 年度 八幡浜市国保 服薬情報通知業務

### (2) 業務の目的および内容

別添「八幡浜市国保 服薬情報通知業務仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (4) 委託上限額

3,160,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意。

## 3. 実施方式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和 7・8 年度八幡浜市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、登録され競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本業務に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、八幡浜市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 24 年 7 月 19 日要綱第 18 号）又は八幡浜市製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成 17 年 3 月 28 日要綱第 63 号）による入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 八幡浜暴力団排除条例（平成 23 年八幡浜市条例第 37 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 直近の 3 年間に他保険者等で、同種又は類似する服薬情報通知等に係る業務の実績があるこ

と。

- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証を取得していること。

## 5. 実施スケジュール

(1) 公募開始	令和8年 4月 1日 (水)
(2) 実施要領等に対する質問の受付	令和8年 4月 8日 (水) 17時まで
(3) 実施要領等に対する質問の回答	令和8年 4月10日 (金)
(4) 参加申込書等の提出期限	令和8年 4月17日 (金) 17時まで
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年 4月27日 (月) 17時まで
(6) プロポーザル審査委員会 (プレゼンテーション)	令和8年 5月13日 (水) 午後
(7) 審査結果の通知	令和8年 5月下旬予定
(8) 業務委託契約の締結	令和8年 5月下旬予定

## 6. 実施要領及び仕様書に関する質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

電子メールにより提出し、必ず電話により受信確認を行うこと。

### (2) 質問様式

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア. 電子メールの件名を「服薬情報通知業務に関する質問」とすること。

イ. 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ. 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

### (3) 提出期限

令和8年 4月 8日 (水) 17時まで ※必着

### (4) 提出先

八幡浜市役所 市民福祉部市民課 国保係

E-Mail [simin@city.yawatahama.ehime.jp](mailto:simin@city.yawatahama.ehime.jp)

### (5) 回答方法

令和8年 4月 10日 (金) までに八幡浜市公式ホームページに掲載する。

## 7. 参加手続き

### (1) 参加申込書等の提出

ア. 提出書類

① 参加申込書 (様式第1号)

② 誓約書 (様式第2号)

③ 企業概要 (様式第3号)

④ 同種・類似業務実績書 (様式第4号)

⑤ プライバシーマーク又は ISO/IEC27001 登録証の写し

イ. 提出期限

令和8年4月17日(金)17時まで ※必着

ウ. 提出先

八幡浜市役所 市民福祉部市民課 国保係

エ. 提出方法

持参又は郵送とする。

(2) 辞退について

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第5号)を提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア. 提出書類

① 企画提案書(様式は任意)・・・7部

仕様書及びプロポーザル評価基準を踏まえて、事業の目標達成に資する内容とした提案書を作成すること。

※大まかな業務実施スケジュール・業務実施体制及び体制図・通知書及び報告書のサンプルについても盛り込むこと。

※通知書等のサンプル(実物)を添付されたい場合は、別途7部用意すること。

② 価格提案書(見積書)・・・1部

※様式は任意。消費税および地方消費税を含んだ額とし、費用の内訳が分かるように明細を記載すること。(押印省略可)

イ. 提出期限

令和8年4月27日(月)17時まで ※必着

ウ. 提出先

八幡浜市役所 市民福祉部市民課 国保係

エ. 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出された応募書類の取扱い

ア. 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、八幡浜市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ. 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ. 提出された応募書類は返却しない。

エ. 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ. 企画提案書等に含まれる著作権・特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、参加者が1者でも実施することとし、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

ア. 実施日程

令和8年5月13日（水）午後

※詳細については、企画提案者に別途連絡する。

※参加者多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合がある。

この場合は、別途参加者にその旨を通知する。

イ. 実施場所

八幡浜市役所内

ウ. 実施方法

- ① 時間は15分以内とする。
- ② 出席者は3名までとする。
- ③ 対面式で、企画提案書・通知サンプルの他、パソコンや大型モニターを利用して実施する。
- ④ プレゼンテーション終了後、審査員からのヒアリングを実施する。（10分程度）
- ⑤ 順番は、参加申込書を受け付けた順とする。
- ⑥ プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、各参加者が用意すること。  
なお、大型モニター及び大型モニターと接続するためのケーブルは市で用意する。

## 8. 審査方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(3) 候補者の選定方法

ア. 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ. 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ. ア、イに関わらず、総合点が300点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ. 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ. 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ. 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ. 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9. 審査結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目を八幡浜市ホームページで公表する。

**【公表事項】**

- (1) 候補者の名称、評価結果（総合点）
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び評価結果（総合点）
  - ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
  - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 審査委員の所属及び役職名並びに氏名

**10. 契約手続**

- (1) 受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には特定された者は改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 契約代金の支払いについては、各年度の精算払いとする。

**11. その他留意事項**

- (1) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 企画提案書及び価格提案書を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (3) 参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (7) 八幡浜市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

**12. 担当部署（提出・問い合わせ先）**

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所 市民福祉部市民課 国保係

電話 (0894) 22-3133 (係直通)

E-Mail [simin@city.yawatahama.ehime.jp](mailto:simin@city.yawatahama.ehime.jp)